

冬休み期間の放課後児童クラブ(学童)の利用申込について

公立の放課後児童クラブ(学童)では、冬休み期間中の利用申込を受け付けます。

なお、利用申込者が定員を大幅に上回ったときは、お子さんの安全確保が難しくなるため、利用を制限する場合があります。

※4月から年間を通じて利用している方は、申し込みの必要はありません。

○申込期間 11月20日(火)～11月30日(金)

○申込方法 申込書に必要事項を記入のうえ、期間内にこども課、各支所または児童クラブ室へ提出してください。

※申込書は提出先に備えてあります。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

○放課後児童クラブ一覧(公立)

クラブ名	所在地	受入可能人数
大宮放課後児童クラブ	北町116	10名程度
大宮西放課後児童クラブ	抽ヶ台町2906-8	30名程度
大賀放課後児童クラブ	小祝218-2	15名程度
山方放課後児童クラブ(あげひばり)	山方3292	5名程度
美和放課後児童クラブ	小田野22	20名程度
御前山放課後児童クラブ	野口3195	5名程度

申込・問 本庁 こども課こどもG ☎52-1111 内線137

イノシシ被害防止対策助成金について

市では、イノシシによる農作物等への被害を軽減するとともに、市民が安心して生活できる環境の保全を図るため、平成30年11月15日から平成31年3月31日の期間(狩猟期間)において市内のイノシシを捕獲した方に対して助成金を交付します。※狩猟期間においてイノシシを捕獲するには、狩猟免許と茨城県狩猟者登録が必要となります。

○交付対象者について

市内に住所を有し、市税等の滞納のない方が対象になります。

○申請期間について

平成30年11月15日から平成31年3月31日まで

○助成金の額について

【市内で捕獲された成獣のイノシシ(1頭当たり)】

体重60kg未満 10,000円

体重60kg以上 15,000円

(重さが確認できる写真または書類が必要)

○交付申請について

助成金の交付申請をする方は、イノシシ被害防止対策助成金交付申請書兼請求書に、次に掲げる書類を添えて申請してください。

(1)イノシシ捕獲票

(2)捕獲実績が確認できる写真(捕獲したイノシシ、捕獲者・捕獲日・捕獲場所を記載した黒板等が写っているもの)

(3)捕獲したイノシシの部位(尾)

(4)市税等納付状況調査同意書

申込・問 本庁 農林振興課農業畜産G

☎52-1111 内線206

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111

イノシシ捕獲用箱わなの貸出について

イノシシによる農作物等への被害を軽減するとともに、市民が安心して生活できる環境の保全を図るため、市が所有するイノシシ捕獲用箱わなの貸出を行います。

○貸出の対象となる方について

(次の要件にすべて当てはまる方)

(1)市内に住所を有する方

(2)わな猟免許を取得している方

(3)申請年度において茨城県狩猟者登録を受けた方

(4)市税等の滞納がない方

○貸出箱わなについて

高さ1m×幅1m×奥行2m(両扉型・片扉型)

※仕掛けに要する蹴り糸は準備いただく必要があります。

○貸出期間について

平成30年11月15日から平成31年3月31日まで

※貸出期間満了後、速やかに返却してください。

○貸出の申請手続きについて

イノシシ捕獲用箱わな貸出申請書に必要事項を記入し、次の書類を添えて申請してください。内容を審査の上、貸出の可否を決定し、貸出を行います。

(1)わな猟狩猟免許の写し

(2)当該年度における茨城県狩猟者登録証の写し

(3)箱わなを設置する場所のわかる図面

(4)箱わなを設置する土地所有者の同意書(自己の所有する土地以外に箱わなを設置する場合)

(5)市税等納付状況調査同意書

○貸出の条件について

(1)箱わなの現状を変更しないこと。

(2)箱わなの借受によって生じる権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。

(3)箱わなの設置場所は常陸大宮市内とすること。

(4)箱わなの設置場所等に関する他人との利害関係に責任を持って対処すること。

(5)捕獲したイノシシの処分は、自己の責任において適正に行うこと。

○申請受付について

農林振興課または各支所で申請・受付できます。

※箱わなの受取は、山方支所または御前山支所で直接受取になります。

問 本庁 農林振興課農業畜産G ☎52-1111 内線206

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111